## (趣旨)

第1条 この基準は、府中市(以下「市」という。)と工事請負契約(以下「請負契約」という。)を締結している請負事業者のうち中小・中堅元請建設事業者(原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従事員の数が1,500人以下の建設業者をいう。以下同じ。)が、地域建設業経営強化融資制度(以下「融資制度」という。)を利用する場合において、請負契約書契約条項第5条第1項ただし書に基づき工事請負代金債権の譲渡を承諾する際に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

## (対象工事)

- 第2条 市が債権譲渡の承諾をすることができる工事は、次の各号の全てに該当する工事と する。
  - (1) 対象工事の進捗率が、全体の2分の1以上であること。
  - (2) 債権譲渡の承諾に係る申請日の属する年度内に完了することが見込まれる工事、もしくは、債務負担行為に係る工事又は前年度から繰り越される工事にあっては、債権譲渡の承諾申請時において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満の工事であること。
  - (3) 次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。
    - ア 債権譲渡の承諾申請時において、請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合
    - イ あらかじめ一切の債権譲渡を禁止する旨の定めのある場合
    - ウ 履行保証を付したもののうち、市が役務保証を必要とする場合
    - エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項(第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定により低入札価格調査の対象となった者と契約した場合
    - オ その他、請負事業者の施工能力に疑義が生じているなど、債権譲渡を認めること が不適当と判断される場合

## (債権譲渡人)

第3条 市が、債権譲渡の承諾をすることができる工事代金債権の譲渡人は、融資制度を利用する中小・中堅元請建設業者(以下「債権譲渡人」という。)とする。なお、債権譲渡人が建設共同企業体である場合は、全ての構成員が中小・中堅元請建設業者であることとする。

## (債権譲受人)

第4条 市が、債権譲渡を承諾することができる工事代金債権の譲受人(以下「債権譲受人」という。)は、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業(中

小・中堅元請建設企業に対する電子記録債権(電子記録債権法(平成19年法律第102号) 第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。)の発行及び特定目的会社に対 する電子記録債権発行に関する指示を含む。)を行う次の各号のいずれかに該当する者で あって、一般財団法人建設業振興基金(以下「振興基金」という。)から債務保証承諾書 (根保証用)の発行を受けたものとする。

- (1) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。)
- (2) 建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、融資制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者

(譲渡の対象となる工事代金債権の範囲)

第5条 譲渡の対象となる工事代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、請負契約書契約条項第31条第2項の規定による検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び当該請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

(譲渡することができる工事代金債権の担保の範囲)

- 第6条 融資制度において譲渡することができる工事代金債権は、次に掲げるものに限って 担保するものとし、債権譲受人が債権譲渡人に対して有するその他の債権を担保するもの ではない。
  - (1) 債権譲受人から債権譲渡人に対して支払う当該工事に係る貸付金
  - (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に 規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)が当該工事に関して当該債権 譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権

(支払計画等の提出)

- 第7条 債権譲渡人は、債権譲受人から融資を受ける際に、当該請負契約に係る融資申請時までの下請負人等への工事代金の支払状況及び融資制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲受人に提出し、債権譲受人において確認するものとする。
- 2 保証事業会社は、債権譲受人から支払状況及び支払計画の写しを受けて確認するものとする。

(債権譲渡の承諾申請)

第8条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請に際しては、両者の間で、市の 債権譲渡の承諾を停止条件とする債権譲渡契約を締結したうえで、両者が共同して次の 書類を市長へ提出するものとする。なお、書類の提出は、市に持参して行うものとし、郵 送による提出は認めない。ただし、共同して持参できない場合は、委任状(第1号様式)を提出することにより、単独で提出することができるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(第2号様式) 3通
- (2) 締結済の債権譲渡契約証書の写し 1通
- (3) 工事履行報告書(第3号様式) 1通
- (4) 発行日から3月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通。ただし、 他の工事の債権譲渡承諾の申請を行っている場合に当該申請の3月以内の印鑑証明書 が提出されており、それをもって確認できるときは、提出を要しない。
- (5) 請負契約締結時の債権譲渡人の印が、使用印又は代理人印(以下「使用印等」という。)である場合は、建設工事等競争入札参加資格審査受付票(以下「受付票」という。) の写し 1 通
- (6) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請書類の提出期限は、請負契約の履行期限の2週間前までとする。

(債権譲渡の承諾)

- 第9条 債権譲渡の承諾は、市が、前条第1項各号に掲げる書類の提出を受けた後、当該書類を確認したうえで、債権譲渡承諾書を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付することにより行う。
- 2 前項の交付は、書類の提出を受けた後、おおむね2週間以内に行うものとする。
- 3 市長は、債権譲渡の承諾をするときは、債権譲渡整理簿(第4号様式)に必要事項を記載するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

- 第10条 市長は、債権譲渡の申請に係る工事が第2条に規定する工事に該当しないと認められるとき、第3条に規定する債権譲渡人に該当しないと認められるとき又は第8条第1項各号に掲げる書類の確認により、承諾を行うことが不適当と認められるときは、債権譲渡を承諾しないものとする。
- 2 市長は、前項の規定により債権譲渡の承諾をしないときは、おおむね2週間以内に債権 譲渡人及び債権譲受人に債権譲渡不承諾通知書(第5号様式)により通知するものとす る。

(融資時の出来高確認)

第11条 債権譲受人は、融資制度に基づき工事の出来高を確認するため、工事現場への立 入り等が必要であるときは、事前に市へ連絡するものとする。

- 2 市は、債権譲受人から、前項の立入り等を求められた場合は、工事に支障のない範囲内で認めるものとする。
- 3 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分を証明するものを持参するものとし、市 から求められた場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

(融資実行の報告)

第12条 債権譲渡人及び債権譲受人は、第9条の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに融資実行報告書(第6号様式)を提出するものとする。

(契約変更の場合の取扱い)

- 第 13 条 債権譲渡承諾後に当該請負契約の内容に変更が生じ、工事代金が増減した場合の 工事代金債権の額は、債権譲渡承諾時の工事代金債権の額から契約変更により増額又は減 額された後の額とする。
- 2 債権譲渡人は、工事代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に市 に提出した承諾書の写しを提出するものとする。
- 3 債権譲渡人及び債権譲受人は、工事代金債権計算書(契約変更用)(第7号様式)を作成し、市に提出するものとする。

(契約解除の場合の取扱い)

- 第 14 条 債権譲渡承諾後に当該請負契約が工事完成前に解除された場合の工事代金債権の 額は、請負契約書契約条項第 46 条第 1 項の規定による出来形部分の検査に合格し、引渡 しを受けた当該出来形部分に相応する請負金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当 該請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。
- 2 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産等により当該請負契約が解除されたときは、 市は、前項の規定により算出した工事代金債権の額を、債権譲受人に通知するものとする。
- 3 債権譲受人は、前項の規定による通知を受けたときは、工事代金債権計算書(契約解除用)を作成し、市に提出するものとする。この場合において、債権譲渡人の倒産等により、連署による工事代金債権計算書(契約解除用)(第8号様式)の作成が不可能なときは、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。

(工事代金の請求)

- 第 15 条 債権譲受人は、市による検査等の所定の手続を経て、部分払金及び工事代金(以下「工事代金等」という。)の額が確定したときに限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、市に対し支払を請求することができる。
- 2 債権譲受人は、確定した工事代金等の支払を市に請求する時は、工事代金請求書(第9 号様式)を市に提出するものとする。

(その他)

- 第 16 条 融資制度を実施するにあたって必要な債権譲受人における様式類等で本基準に定めのないもの(債権譲受人の内部の処理を定めた内規、出来高確認書、債権譲渡契約証書、金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、保証事業会社の受益の意思表示書等)は、融資制度の監督官庁や振興基金が定めたものを使用することとする。
- 2 組合等における取扱いについては、当該組合等が、組合等の監督行政庁、融資制度の監督官庁あるいは振興基金等と協議のうえ、必要な手続きを経て定めることとする。
- 3 融資制度は、健全な中小・中堅元請建設業者が積極的に活用すべきもので、市は、当該 請負契約に係る受注者が債権譲渡を申請したことをもって、入札及び契約の手続き等で不 利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

(雑則)

第17条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は契約課長が別に定める。

附則

この基準は、平成29年4月1日から施行することとし、令和8年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

附則

この基準は、公布の日から施行する。